

会 長	事務局長	係

第830回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年10月5日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 第3会議室

3. 出席者（16名）

2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之	4番 山本 欣史
5番 岩本 誠司	6番 西山 讓	7番 澤田 誠規
8番 西山 成彦	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

1番 松本 功	2番 保田 稔	4番 井垣 水里
5番 佐藤 千春	6番 山本 大	7番 浦田 久永

4. 欠席者（2名）

1番 稲田 義敬	3番 川島 照久
----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長 これより、第830回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、8番西山成彦委員、9番小島久司委員にお願いします。
なお、1番稲田義敬委員、3番川島照久推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 今回の申請は3件。内訳は、贈与1件と交換2件による所有権移転です。
それでは、ご説明いたします。番号14番。場所は3ページと4ページに位置図をつけております。
まず3ページ、大字二ノ宮。松田川小学校の前方に広がる農地のうちの文珠橋近くの1筆(①)と二ノ宮保育園から少し東へ進み、主要道路宿毛津島線をはさんだ南側に広がる農地のうちの4筆(②③④⑤)と、二ノ宮保育園の裏側北西の住居の間に点在する農地のうちの8筆(⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬)のあわせて13筆になります。
次に4ページ、大字二ノ宮。先ほどの場所から少し西の農地のうちの1筆(⑭)と、左上に移り北に進んだところの山に囲まれた住居の間に点在する農地のうちの11筆(⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕)と、「グループホーム宿毛の里」と篠川の土手の間に広がる農地のうちの1筆(⑳)のあわせて13筆になります。
以上、3ページと4ページの合計26筆となります。
贈与で、取得後は水稻と季節野菜を作る予定とのことです。
本申請は、双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして番号15番。場所は5ページの上の段に位置図をつけております。
大字宇須々木。咸陽小学校から主要地方道宿毛城辺線を西へ進み、吉岡農園の東側に広がる農地のうちの1筆になります。
譲受人と譲渡人は互いに農地を交換し、文旦と小夏、河内晩柑を作ることです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号16番。場所は同じく5ページの下の段に位置図をつけております。

大字宇須々木。咸陽小学校から主要地方道宿毛城辺線を西へ進み、藻津漁港までの右側、譲受人の自宅から北へ進んだところにある農地のうちの1筆になります。

譲受人と譲渡人は互いに農地を交換し、文旦と小夏を作るとのことです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号14番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに14番朗読】

先日、●●さんに会って確認しました。間違いないので申し上げますとのことです。

○議長 続きまして、受付番号15番、16番について、宇須々木地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに15番、16番朗読】

先日、話を聞き確認しました。もう何年も前から交換していたのですが、今回気がついて名義を変えるということです。問題はありません。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号の3件」は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題とします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号10番。所在地 自由ヶ丘(P7)
場所は、自由ヶ丘団地、団地内の市道を一番奥に進み、突き当りを左折した角地の土地です。申請者は、現在、両親と同居していますが、子供が三人おり手狭になったことにより、申請地に一般住宅を建築しようとするものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。現在、残りの土地の分筆の作業も進めているようです。
資金計画といたしましては、土地取得費600万円。住宅建築費3500万円。自己資金600万円。借入金3500万円です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 続きまして、受付番号10番について、自由ヶ丘地区担当の山口委員より説明をお願いします。
- 山口委員 **【議案書をもとに10番朗読】**
分筆が終われば来年あたりに残りの申請もするようです。自由ヶ丘の団地の中なので、特に問題はありません。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 寺田委員 残地は何をする予定ですか。

- 山口委員 農地のまま名義変更するとのことです。
- 議長 ほか意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 異議なしということですので、「議案第2号の1件」は、意見を付して県に送付することに決しました。
- 議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします
- 事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。
議案書は8ページになります。申請件数は3件、新規設定が1件、再設定が2件のあわせて3件となります。
番号20番と21番を一括して説明させていただきます。再設定です。
場所は大字山田、山田川の左側、バス停山田橋を北に進み、山田保育園の南東に広がる農地のうちの1筆ずつになります。
地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。
最後に番号22番。新規設定です。場所は大字黒川、平田小学校から主要地方道土佐清水宿毛線を三原村方面に少し進み、中筋川をはさんだ今城建設(株)と反対側に広がる農地のうちの1筆になります。
地目は田で、イチゴを作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議 長 続きまして、受付番号 20 番及び 21 番について、山田地区担当の小島委員お願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに 20 番及び 21 番朗読】
連続した田で、3 件とも双方に確認しました。借受人は高齢ですが婿が一生懸命手伝っています。再設定で問題ないと思います。審議よろしくお願ひします。

○議 長 続きまして、受付番号 22 番について、黒川地区担当の西山委員お願いいたします。

○西山委員 【議案書をもとに 22 番朗読】
先日、●●さんとは面識がありますので電話で確認しました。借受人とも確認を取りました。問題ありませんので、よろしくお願ひします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」3 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第 3 号」の 3 件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号16番。所在地 小筑紫町伊与野 登記地目 田 (P10)
場所は伊与野地区、国道321号線沿いNTT小筑紫電話交換所向かい
寺田米穀店から奥に入った土地で、戦前(年月日不詳)より建物が建っており
現在に至っております。
続きまして受付番号17番。所在地 山奈町芳奈 登記地目 畑 (P
11) 場所は県道橋上平田線を芳奈方面に進み、向山橋を渡り直進し、道
路から左側の奥に入った土地で、20年以上前から畑として使用しておら
ず、桧が生え山林となり現在に至っております。
以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 続きまして、受付番号16番について、伊与野地区担当の寺田委員お願
いいたします。
- 寺田委員 【議案書をもとに16番朗読】
電話で確認をしました。間違いはないということです。現地確認も申請理
由のとおりです。
- 議 長 続きまして、受付番号17番について、芳奈地区担当の澤田委員お願
いいたします。
- 澤田委員 【議案書をもとに17番朗読】
●●さんには電話で確認をしました。私も現地はよく知っております。
間違いありませんので、審議よろしく願いします。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということでの
で、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

4月(第823回)及び6月(第825回)宿毛市農業委員会会議で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号1号7号)2件について、県より許可の認定がありましたので報告いたします。

平田町戸内と小筑紫町湊(いずれも太陽光発電設置)2件です。

湊地区の分は2ヶ所あったのですが、同時申請にもかかわらず1ヶ所だけ先に許可になり、もう1ヶ所は許可がずれて、先日やっと許可になったものです。

○事務局 (グリーンパイアの試験栽培の報告について)

「日本農業新聞」9月9日(水)に元農業委員の田村磨利さんが大きく掲載されています。本日提出された委員の皆さまの分を取りまとめて10月中旬に営農センターへ苗の注文をしたいと考えております。

(農地パトロールの実施について)

延期となっておりました農地パトロールを次回会議のある午前中、11月5日(木)に実施します。詳しい内容については先日お送りした資料のとおりです。

(次回会議の日程について)

次に次回会議の日程についてお知らせします。次回は11月5日(木)に行います。議案送付は10月29日(木)を予定しております。よろしく申し上げます。

○議長 農地パトロールは、通常通り実施しますか。または簡素化しますか。

○事務局長 今回、3ヶ月ほど遅れての農地パトロールとなります。状況が多少変わっているかもしれませんが、委員の皆さまが普段から見慣れたところもあるかもしれません。限られた時間ですので日頃回って気になるところを重点的に確認していただきたいと考えております。

○議 長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第830回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和2年10月5日

会 長

農業委員

農業委員